

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

計量法に基づく特定計量器の定期検査（以下「定期検査」という。）を受ける者の利便性の向上を図るため、定期検査に係る手数料の徴収は、証紙による収入の方法によらないこととする。

2 規則の概要

(1) 鳥取県手数料徴収条例に基づく手数料のうち証紙による収入の方法によらないものとして、定期検査に係る手数料を加える。

(2) 施行期日は、平成21年9月1日とする。